

衣浦港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和8年6月

衣浦港港湾管理者
愛 知 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成26年 2月 第34回愛知県地方港湾審議会
- ・平成26年 3月 交通政策審議会第55回港湾分科会
- ・平成26年10月 第35回愛知県地方港湾審議会
- ・平成29年 2月 第39回愛知県地方港湾審議会

の議を経た衣浦港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

I. 変更理由	1
II. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
II-1. 危険物取扱施設計画	2

I. 変更理由

立地企業の要請に基づき、碧南地区において、危険物取扱施設計画を変更する。

Ⅱ．港湾施設の規模及び配置に関する資料

Ⅱ－１．危険物取扱施設計画

Ⅱ－１－１．碧南地区

液化石油ガス、アンモニア等を取り扱うため、危険物取扱施設を次のとおり変更する。

水深 6.5m 岸壁 1 バース 延長 130m（専用）

[既設の変更計画]

また、立地企業の要請に基づき、次の施設を撤去する。

（既設
水深 5.5m ドルフィン 1 バース（専用））

衣浦港港湾計画位置図

凡例	
	計画変更箇所



衣浦港港湾計画図（碧南地区）



凡 例					
	公共岸壁	(既定計画)		その他緑地	(既設)
	公共耐震強化岸壁	(既定計画)		交通機能用地	(既定計画)
	専用岸壁	(今回計画)		交通機能用地	(既設)
	ドルフィン	(既設)		防波堤	(既設)
	泊地	(既定計画)		小型栈橋	(既定計画)
	埠頭用地	(既定計画)		施設撤去	(今回計画)
	その他用地	(既定計画)		海岸保全区域 (国土交通省)水管理・国土保全局	
	緑地	(既設)		(国土交通省)港湾局	
				(農林水産省)水産庁	
				(農林水産省)農村振興局	

